議案第　３１　号

流山市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

流山市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和６年２月２６日提出

流山市長　　井　崎　義　治

提案理由　指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３４号）等の一部改正により、市が指定する指定地域密着型サービス、指定地域密着型介護予防サービス、指定居宅介護支援並びに指定介護予防支援の事業の人員、運営及び指定に係る基準等を改めるためである。

流山市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（流山市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第１条　流山市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２５年流山市条例第８号）の一部を次のように改正する。

第３４条中「令和３年厚生労働省令第９号」を「令和６年厚生労働省令第１６号」に、「第９号改正省令」を「第１６号改正省令」に改める。

附則第２項及び第３項を次のように改める。

２　令和６年４月１日から令和７年３月３１日までに限り、第３４条中「改正後の基準省令」とあるのは、「改正後の基準省令（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第９号）附則第６条並びに第１６号改正省令附則第２条から第４条まで及び第６条の規定を含む。）」と読み替えるものとする。

３　令和７年４月１日から令和９年３月３１日までに限り、第３４条中「改正後の基準省令」とあるのは、「改正後の基準省令（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第９号）附則第６条並びに第１６号改正省令附則第４条及び第６条の規定を含む。）」と読み替えるものとする。

附則第４項中「第９号改正省令」を「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第９号）」に改める。

（流山市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

第２条　流山市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための

効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成２５年流山市条例第９号）の一部を次のように改正する。

第１４条中「令和３年厚生労働省令第９号」を「令和６年厚生労働省令第１６号。以下「第１６号改正省令」という。」に改める。

附則第２項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、同項を次のように改める。

２　令和６年４月１日から令和７年３月３１日までに限り、第１４条中「改正後の予防基準省令」とあるのは、「改正後の予防基準省令（第１６号改正省令附則第２条から第４条までの規定を含む。）」と読み替えるものとする。

附則に次の１項を加える。

３　令和７年４月１日から令和９年３月３１日までに限り、第１４条中「改正後の予防基準省令」とあるのは、「改正後の予防基準省令（第１６号改正省令附則第４条の規定を含む。）」と読み替えるものとする。

（流山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第３条　流山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成３０年流山市条例第８号）の一部を次のように改正する。

第６条中「令和３年厚生労働省令第９号。附則第２項において「第９号改正省令」という」を「令和６年厚生労働省令第１６号。以下「第１６号改正省令」という」に改める。

附則第２項中「令和３年４月１日から令和６年３月３１日まで」を「令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで」に、「第９号改正省令附則第２条から第４条まで」を「第１６号改正省令附則第２条」に改める。

附則第３項中「令和６年４月１日」を「令和７年４月１日」に改める。

（流山市指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第４条　流山市指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護

予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成２６年流山市条例第３５号）の一部を次のように改正する。

第６条中「令和３年厚生労働省令第９号」を「令和６年厚生労働省令第１６号」に改める。

附則第２項中「令和３年４月１日から令和６年３月３１日まで」を「令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで」に改め、「から第４条まで」を削る。

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。